

ベネズエラの最新動向(10月～11月)

本レポートは、国際協力銀行ニューヨーク駐在員事務所が、ベネズエラの政治・経済・外交・資源セクター等の最新動向に着目して、現地報道などの公開情報を中心に情報収集し、取り纏めたものです。

I. 政治・経済

1. グアイド氏、ボリビア大統領の退陣を機に抗議デモを再開も、動員数は過去と比べて縮小

- 11月16日、マドゥーロ政権反対派と支持派による大規模デモが首都カラカスで行われ、グアイド氏が数カ月ぶりに野党勢力の抗議運動を主導。マドゥーロ政権もグアイド派に対抗して大規模な集会を展開した。
- グアイド氏は、抗議デモでの演説で今後週間に亘り新たな抗議運動を起こしていくと宣言したが、過去の抗議運動と比べて動員数は縮小しており、グアイド氏に対する国民の期待度が薄れていることが示された。
- アナリストは、ボリビアで反米左派のモラレス大統領が退陣に追い込まれたことを機に¹、グアイド氏は新たな抗議運動の実施に踏み切ったが、ベネズエラ軍部がマドゥーロ政権への支持を明確にしていることを踏まえると、マドゥーロ大統領が退陣に追い込まれる可能性は低いと指摘。逆に、国際社会の目がボリビアやチリでの社会暴動、アルゼンチンでの大統領選挙結果に向けられたことで、マドゥーロ大統領が一旦息を吹き返す可能性もあると指摘している。

II. 外交

1. リマ・グループ、マドゥーロ政権への圧力継続も、各国での政局混乱で協力関係は弱体化へ

- グアイド派を支持する諸国で構成されるリマ・グループの会合が11月8日にブラジルの首都ブラジリアで開催され、リマ・グループは引き続きグアイド派を支持しマドゥーロ政権への圧力を維持する意向を表明。
- 一方で、リマ・グループの主要国の一つであるアルゼンチンのマクリ大統領が選挙で敗れて退任することが決まっており、次期大統領のフェルナンデス氏が大統領就任後にリマ・グループから脱退する意向を示唆。さらに、チリ・ピネラ大統領、エクアドル・モレノ大統領、ペルー・ビスカラ大統領、コロンビア・ドゥケ大統領も自国での政治危機に直面し、それぞれの対応に追われており、中南米地域ではグアイド派との協力関係が弱体化しつつある。
- 国際社会に対してマドゥーロ政権への圧力を強めるよう働き掛けてきたグアイド派はより厳しい状況に置かれており、ベネズエラ国内での新たな抗議デモの試みも政権交代には繋がらないとの見方が一般的。

¹ボリビアでは、モラレス大統領の辞任に伴い暫定大統領に就任したアニェス氏が11月15日に、在ボリビア・ベネズエラ大使館の外交官を国外追放する等、マドゥーロ政権への敵対姿勢を明確にしている。

2. グアイド派支持者、BRICS 会議中に在ブラジル大使館を一時占拠＝ブラジルの外交力は低下へ

- 11月13日、グアイド派支持者が在ブラジル・ベネズエラ大使館を11時間に亘って一時占拠。グアイド派支持者等はブラジル外務省の仲介により退去したが、大使館の周辺では、グアイド派とマドゥーロ派の支持者による小競り合いが起きる等、現場は一時騒然となった。
- ブラジルでは BRICS の首脳会議が行われている最中で、マドゥーロ政権の同盟国である中国の習近平国家主席やロシアのプーチン大統領も同会議に参加しており、一連の騒動はブラジル・ボルソナロ大統領にとっては失態として受け止められている。また、グアイド暫定政権への支持を明確にしているボルソナロ政権が今回のベネズエラ大使館占拠を支援していたとの憶測も一部で報じられた。なお、今回の BRICS 首脳会議では、ブラジルと中国・ロシアの間で見解が大きく異なるベネズエラ問題については議論されていない。
- アナリストは、ボルソナロ政権はこれまでベネズエラやボリビア等の政治体制への批判を繰り返してきたが、直近のボリビアでの政治危機を受けて、マドゥーロ政権への敵対姿勢はさらに強まっていると指摘。一方で、このような対立姿勢がブラジルの中南米地域における外交力低下に繋がっており、今後各国の問題解決に向けて、ブラジルが仲介国としての役割を果たしていくことは難しいと指摘している。

III. 石油その他の資源セクター

1. 米財務省 OFAC、債権者による CITGO 資産の差し押さえを禁じるとする救済措置の内容を補強

- 米財務省外国資産管理室(OFAC)は11月21日、裁判所より PDVSA の米子会社 CITGO の資産を差し押さえる許可を受けている債権者による当該資産の差し押さえ行為を禁止するとし、10月24日に発動していた CITGO の資産保護を優先するグアイド派への救済措置の内容を補強。これにより、PDVSA 社債「PDVSA 2020」の債権者やその他の債権者が裁判所での訴訟で CITGO 資産の差し押さえが認められたとしても、OFAC が特別許可しない限り、その権利を行使することはできなくなった。
- 今回の措置は、金鉱山国有化を巡る訴訟で米国デラウェア州裁判所がカナダ鉱山企業 Crystallex に CITGO 資産の差し押さえを認める判決を下したのは不当として PDVSA 側が控訴を申し立てていた裁判について、米国フィラデルフィアの第3巡回区控訴裁判所が同日(11月21日)に PDVSA 側の申し立てを棄却していたことも背景にあるとみられる。その他の訴訟ケースについても債権者側に有利な判決が下されたとしても、当面は CITGO 資産の保護が保証される見通し²。
- 10月24日に発動された救済措置では、有効期間は2020年1月22日までとされ、米財務省は PDVSA 側が債権者側との債務再編交渉を進めるよう促しており、グアイド派は引き続き、猶予期間の間に何らかのプランを提示する必要性に迫られている。なお、今回の措置では有効期限についての詳細は明らかにされていない。

² 11月26日には、米石油大手 ConocoPhillips が、資産接収を巡る PDVSA との補償問題について、未払い調停金 20.4 億ドルの回収を図るために、PDVSA の米子会社 CITGO (デラウェア州法人) の資産差し押さえを、米国デラウェア州裁判所に申し立てている。

- 報道によると、2020年2月10日にはPDVSA 2020の債権者とグアイド派(PDVSA幹部)による会合が予定されており、同債権者がPDVSAを米裁判所に提訴することを先送りにすることでグアイド派と合意したとの報道もある。

以上

本レポートは発表時の最新情報に基づいて作成されておりますが、情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、レポートの内容は今後予告なしに変更されることがあります。予めご了承下さい。